

厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の扱い（案）に対する意見

平成18年3月16日に公開・コメントの募集が行われた実務対応報告公開草案21号厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）について、下記の通り意見を提出いたします。

記

平成16年厚生年金法の改正により、基金設立企業が厚生年金基金の代行部分について最低責任準備金を超えて負担を行うことがなくなった事から、本公開草案に強く反対するとともに代行部分については退職給付会計基準の対象外とする、もしくは退職給付会計基準の対象とするのであれば、債務を最低責任準備金とするよう早急に見直しを要望する。

東京建築設計厚生年金基金

東京都渋谷区神宮前2-3-16